

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-16	墨田区交通安全対策協議会		
開催日時	令和8年3月19日(木)午前10時00分から午前11時10分まで			
開催場所	区役所 131会議室			
出席者数	<p>33人【会長】山本亨墨田区長</p> <p>【委員】墨田区議会議長、警視庁本所警察署長、警視庁向島警察署長、東京消防庁本所消防署長、東京消防庁向島消防署長、国土交通省東京国道事務所長※、東京都第五建設事務所長、本所交通安全協会会長、向島交通安全協会会長※、墨田区商店街連合会会長、墨田区老人クラブ連合会会長、墨田区立小学校長会会長※、墨田区立中学校長会会長(欠席)、墨田区立小学校PTA協議会会長(欠席)、墨田区立中学校PTA連合会会長(欠席)、墨田区町会・自治会連合会会長、京成バス株式会社奥戸営業所長※、東日本旅客鉄道株式会社錦糸町営業統括センター所長※、東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅長、京成電鉄株式会社押上駅長、墨田区副区長、墨田区教育委員会教育長、地域力支援部長、福祉部長、子ども・子育て支援部長、都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長</p> <p>※は代理出席</p> <p>【立会出席】警視庁本所警察署交通課長、警視庁向島警察署交通課長、墨田区教育委員会事務局庶務課 企画・法規担当主査</p> <p>【事務局】土木管理課長、交通安全担当主査(2名)、交通安全担当主事(2名)</p>			
会議の公開(傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 令和8年春の墨田区交通安全運動実施要領(案)について 令和8年春の墨田区交通安全運動実施計画(案)について 交通安全対策全般について 			
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 会議次第 墨田区交通安全対策協議会委員名簿 席次表 令和8年春の墨田区交通安全運動実施要領(案) 令和8年春の墨田区交通安全運動実施計画(案) 			
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 開会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会と中学校卒業式の日程の重複について 協議会と中学校卒業式が重複したことにより、墨田区立小学校長会会長、中学校長会会長、墨田区立小学校PTA協議会会長及び中学校PTA連合会会長が出席できない事態となったことに対する謝罪と墨田区立小学校会長の代理として出席された区立梅若小学校校長先生への御礼を行った。 (2) 会議の録音について 各委員に対して、議事録作成のための録音について了承された。 (3) 配付資料の確認(5点) 			

上記配付資料のとおり

2 委員の紹介

名簿順に委員の紹介をした。

3 会長あいさつ

4月6日から15日まで10日間を予定している令和8年春の墨田区交通安全運動について、すみだの特徴である地域力を生かし、「人と人とのつながり」を大切にしながら、交通事故のない安全な社会を目指して運動を展開していくことを呼びかけた。

令和8年4月1日から16歳以上の自転車利用者の交通違反に対する「交通違反通告制度（青切符制度）」が始まる。この制度により、信号無視や一時不停止などの反則行為に対する実効性のある取り締まりが可能となるため、自転車の利用者の意識向上につながることを期待できる。

一方で、青切符制度を広く丁寧に周知していく必要があり、区としてはヘルメットの購入助成やスタントマンを活用したスケアード・ストレイト方式による交通事故を再現する実演、自転車シミュレータを使った交通安全教室などの従来の取組に加え、青切符制度の周知啓発も積極的に実施していく。

区民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践の取組み、「安全・安心を実感できるまち」となるよう、引き続き関係機関に支援・協力をお願いした。

4 議題

(1) 令和8年春の墨田区交通安全運動実施要領（案）について

(2) 令和8年春の墨田区交通安全運動実施計画（案）について

各案について、事務局（土木管理課交通安全担当）から一括して説明を行った。

要領及び計画の内容については、各案のとおり決定した。

(意見・要望等)

【墨田区商店街連合会 山田会長】

私は、墨田区商店街連合会長のほか、江東橋三丁目町会長も務めている。特定の車両による、違法駐車に苦慮している。警察が来ると、車の見張りが電話し、一時的には移動するが、警察がいなくなると、また駐車するため、何度通報しても改善されない。見た目が悪いとごみを捨てられてしまい、街の風紀も乱れるため、我々も協力するので、徹底的に対処してほしい。

また、出看板について、ピアキンしちょう通りにスピーカーと看板を表にずっと出していて、大音量で音を流している。我々がお願いすると一時的にはしまいが、また元通りになっている。

一つ一つ解決することが、錦糸町を美化する出発点ではないかと考えているので対処していただきたい。

⇒【本所警察署 吉武交通課長】

ご指摘いただいた車両は、本部駐車対策課と連携し、夜間の取り締まり等強化をしている。対象車両の運転者と接触した際、強く指導し、一時は駐車場に停めるようになったと報告を受けているが、また路上に駐車しているということであれば、再度交通執行係に伝え、対策を強化させる。

また、違法駐車対策について南北合同パトロールの際にも、ミニパトを出して併せて駐車対策をしている。その際にも成果が出せるよう、駐車対策を強化していく。

【墨田区町会・自治会連合会会長 須藤会長】

京葉道路や水戸街道、明治通り等の大きな道路であれば、逆走が違反になるのは理解できるが、もっと細い道路、いわゆる生活道路の右側通行も逆走になるのか。

また、自転車の一時停止のところで出会い頭に自転車同士が衝突するということがある。片側狭い道路に一時停止の線があるが、実際はほとんどの自転車は停まっていない。停まったとしても道路に出てきてから停まっているが、それは違反になるのか。

⇒【向島警察署 渡邊交通課長】

幹線道路以外のいわゆる裏路地と呼ばれる細い道路であっても、自転車は原則左側通行となっている。歩行者と良好な関係ですみ分けをするため、自転車は可能な限り、左側を通行するよう指導している。本所・向島警察署一丸となって、町会の皆様方に安全教育という場を設け、周知を図っている。安全教育というのは即効性があるものではないため、繰り返して浸透を図っていき、町の方に安全な交通環境の構築について指導を徹底していく。

ご指摘の通り、一時停止を守らない自転車が頻繁にいるというのは我々も把握している。向島警察署は、その点に着目し、強力に取り締まりを実施中である。交通反則通告制度が導入される前から取り締まりを強化していたところではあるが、安全教育と取り締まりの両輪をもって、違反を撲滅していくべく、最大限努力しているので、ご理解とご協力をいただきたい。

【墨田区町会・自治会連合会 須藤会長】

停止線を越えてから停まるのも違反になるのか。

⇒【向島警察署 渡邊交通課長】

自転車も軽車両という車両にあたるため、道路交通法上、停止線を越えた段階で違反が成立する。従って、停止線の手前で停まることが大前提となる。停まらずに違反が成立する場合については、指導・警告、取り締まりといった対応を強力に進めていくのでご協力をお願いしたい。

【本所交通安全協会 田中会長】

区役所通りは自転車の方向指示の道路標識があるので、逆走をしてはいけないことがわかりやすい。また、逆の北から南に行く外手小学校の横の道路には通行区分の表示があって良いことだと感じたのでお金はかかるが、より広範囲に進めていただきたい。

自転車は停止線がわからないので、停止線の表示のところに自転車のマークもつけてもらいたい。また、一方通行を逆に進行する場合は表示がないので、道路上に自転車のマークを書いてここで停まるとわかるようにしてほしい。大きな交差点を見ていると、自転車は車の一時停止線ではなく、横断歩道まで進んで停まる自転車が多く、自転車がどこで停まっていいかわからない人が多いので指導していく必要がある。

施設等の自転車駐輪場の確保について、行政から指導していただきたい。小学校や保育園も場所に余裕がある施設は自転車置き場があるが、場所に余裕のない施設は道路上に自転車を停めるしかない現状となっている。

自転車は区内における大事な移動ツールなので、自転車を停めるな、と指導するだけではなく、停める場所の確保・指導を行政からしていただきたい。公園等も有効活用して駐輪場の確保も必要かと思う。

	<p>⇒【都市整備部 天海部長】</p> <p>ご指摘いただいた自転車の走行レーンは青色で塗装した部分等を含めて順次拡大している。なお、停止線に自転車マークを入れるというのは標識表示令で決まっているため難しいが、わかりやすいようにしていきたい。</p> <p>駐輪場の確保について、各施設に自転車駐輪場があって、そこに停めていただくのが一番良いが、自転車を停める場所のない建物も多くあるのが現状である。錦糸町には歩道に駐輪スペースを確保しているが、広い歩道でないと設置できないため、工夫が必要であり、どのような工夫ができるか今後も研究していく。</p> <p>(3) 交通安全対策全般について 意見要望なし</p> <p>5 閉会</p>
所 管 課	都市整備部土木管理課交通安全担当（内線：5036）